

八王子市下水道使用料等懇談会開催要綱

(開催目的)

第1条 本市の下水道事業の健全かつ安定的な事業運営を確保するため、適正な下水道使用料等について、学識経験者や市民から公募した者等からの意見及び助言等を反映するため、「八王子市下水道使用料等懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見聴取かつ意見交換する。

- (1) 下水道使用料等に関すること
- (2) その他下水道使用料等に関し必要なこと

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者から10名以内の参加者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民から公募した者
- (3) その他市長が必要と認める者

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(謝礼)

第5条 参加者の謝礼は、懇談会の開催1回につき学識経験者12,000円とし、市職員を除くその他の参加者は、5,000円とする。

(運営)

第6条 懇談会は、環境部長が招集する。

2 懇談会には、必要に応じ会議を進行するため座長を置くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、環境部下水道課に置き、庶務業務を処理する。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)12月20日から施行する。

この要綱は、令和8年(2026年)3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）8 月 12 日から施行する。